

改正行政不服審査法の概要及び本審査会の位置付け等について

1 改正行政不服審査法の概要

行政不服審査法の概要

【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
 ○この間、国民意識の変化、行政手続法の制定（H5）や行政事件訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備
 ⇒公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し

<経緯>

- ・1962（昭和37）年 行政不服審査法の制定（8/31）・施行（10/1）
- ・1993（平成5）年 行政手続法の成立（聴聞手続など事前手続の整備）
- ・2004（平成16）年 行政事件訴訟法の改正（出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実）
- ・2007（平成19）年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008（平成20）年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011（平成23）年 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」（総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長）
- ・2013（平成25）年 「行政不服審査制度の見直し方針」（6月）（総務省決定）
- ・2014（平成26）年 行政不服審査法関連3法案 国会提出（3/14）・成立（6/6）・公布（6/13）

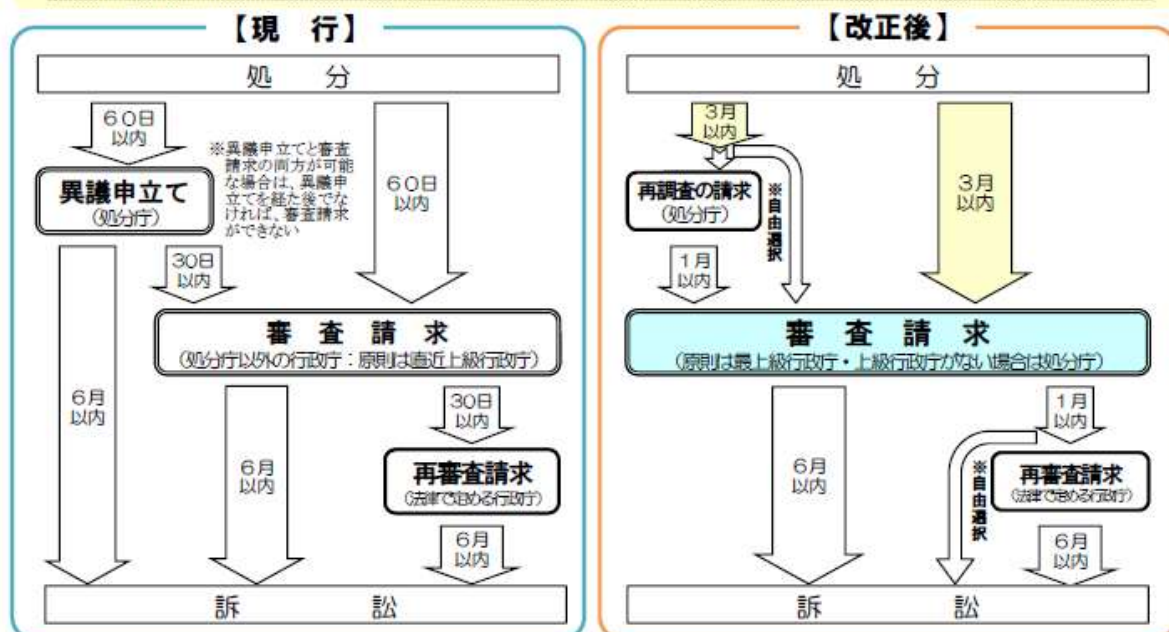
<改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し（不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化）
- 公正性の向上
- ・審理員制度の導入（原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰）
 - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
 - ・審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など）
- 使いやすさの向上
- ・審査請求期間を3か月に延長（現行：60日）
 - ・迅速性の確保等（標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など）
- 救済手段の充実・拡大
- ・裁決時（※）に併せて申請認容処分をとる措置を新設（※）申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
 - ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設（行政手続法）

不服申立構造の見直し

【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」（審査請求との選択制）や「再審査請求」を認める
- 審査請求期間を3月に延長

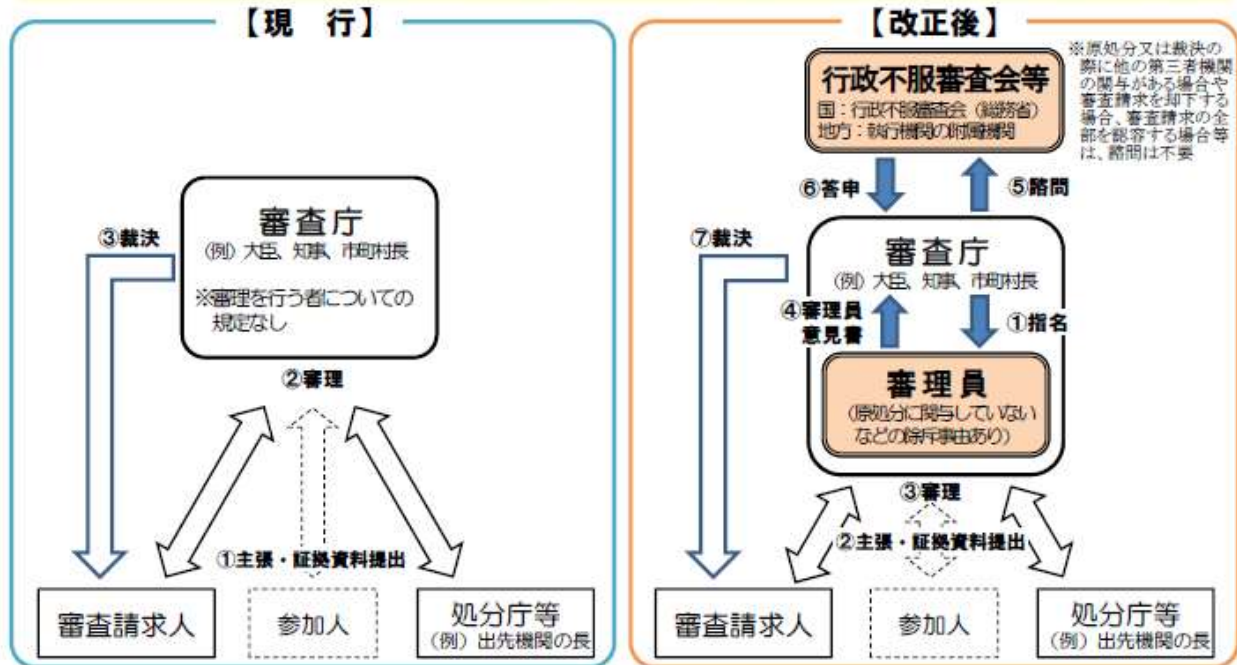


審理・裁決の公正性の向上

【主な事項】

- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要



出典：総務省作成資料

2 本審査会の行政不服審査法上の位置付け等

(1) 設置根拠

第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 (略)

3～4 (略)

→滝川市においては、平成 28 年第 1 回定例会において「滝川市行政不服審査会条例」(→資料 2) を制定し、本規定に基づく附属機関として滝川市行政不服審査会を設置したところである。

(2) 求められる役割

第 43 条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会)である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(1)～(8) (略) →次頁参照

2 (略)

3 (略)

行政不服審査会等への諮問を要しない場合（法43条1項各号）

ア 処分や裁決の際に審議会等の議を経ている^(※) 場合 (※)「議を経る」とは、諮問手続一般を指す趣旨であり、個別の法律等において「議を経る」と規定されている場合に限らず、「諮問する」、「意見を聴く」、「意見を求める」、「諮る」、「議により」等と規定されている場合も含まれる。 ① 原処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等^(※)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て原処分がされた場合（1号） (※) 法9条1項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の機関又はこれらの機関に類するものとして政令で定める機関（表13参照） ② 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、その議を経て裁決をしようとする場合（2号） ③ 法46条第3項又は法49条4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合（裁決の際に申請に対する一定の処分をする措置をとるため、処分時に必要とされる審議会等の議を経た上で裁決をしようとする場合）（3号）	イ 審査請求人から行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）（4号）
ウ 審査請求が、行政不服審査会等によって、諮問を要しないものであると認められたものである場合^(※)（5号） (※) それぞれの行政不服審査会等において、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して判断されるものであり、具体的には、個々の事案ごとに判断する方法のほか、定型化・類型化してあらかじめ示す方法もあり得る。	エ 審査請求が不適法であり、却下する場合（6号）
オ 審査請求の全部を認容する場合（参加人から意見書又は口頭意見陳述においてこれに反対する旨の意見が提出されている場合を除く。） ① 処分（申請拒否処分^(※)を除く。）についての審査請求（7号） (※) 法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分 ・ 法46条1項の規定により、原処分（申請拒否処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消す場合 ・ 法47条の規定により、審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、又は撤廃することとする場合 ② 申請拒否処分又は不作為についての審査請求（8号） ・ 裁決で申請拒否処分を取り消すとともに、法46条2項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置をとることとする場合 ・ 裁決で不作為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、法49条3項の規定により、申請の全部を認容する処分をすべき旨を命じ、又は申請の全部を認容する処分をする措置をとることとする場合	

→諮問が必要となる事案とは、主に、処分時又は裁決時に他の合議制機関の関与がなく、かつ、審査請求の全部又は一部を棄却しようとする事案ということになる。